ただし、落札決定後は、当該入札書に記載された金額の積算根拠となった種目ごとの単価にて契約を締結する。

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑺　電子入札システムの利用

①　本件は、競争参加資格確認申請書及び申請に際して必要な証明書等（以下「申請書等」という。）の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出しなければならない。

②　電子入札システムにより参加を希望する者は、予め当該入札において使用するＩＣカードを限定し、そのシリアル番号を支出負担行為担当官に登録させるため、確認書を提出すること。

２　競争参加資格

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」のうちＡ又はＢ等級に格付けされた東北地域の競争参加資格を有する者であること。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者は、競争参加資格の再認定を受けていること。この場合において、競争参加資格確認申請時に、更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写しを提出しなければならない。

⑷　申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑸　電子入札システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑹　入札説明書及び仕様書の交付を受けた者であること。

⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑻　当該購入物品の納入実績があることを証明した者であること。又は、納入実績が無い者については、当該購入物品の調達及び納入の方法について各々可能と証明できる者であること。

⑼　当該購入物品に関し、迅速かつ確実に納入できることを証明できる者であること。

⑽　当該購入物品の生産可能量及び仕様書に示す品質を証明できる者であること。

３　入札説明書の交付場所等

⑴　入札説明書の交付場所　〒980―8602 宮城県仙台市青葉区二日町９番15号　国土交通省東北地方整備局総務部契約課購買第一係　平塚　雅裕　電話022―225―2171　内線2537　ＦＡＸ022―262―8620

⑵　入札説明書の交付方法　交付を希望する者には⑴の交付場所又は郵送にて交付を行う。なお、郵送による場合の費用は希望者の負担とする。

４　申請書等の提出場所等

⑴　電子入札システムによる申請書等の提出場所

電子入札システムのＵＲＬ

国土交通省電子入札システム

https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/

⑵　紙入札方式による申請書等の提出場所及び問い合わせ先　３⑴に同じ。

⑶　電子入札システム又は紙入札方式による申請書等の提出期限　平成25年５月７日16時00分

⑷　申請書等の提出方法　電子入札システム、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期限まで必着）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限まで必着）にて提出すること。

５　入札書の提出場所等

⑴　電子入札システムによる入札書の提出場所　４⑴に同じ。

⑵　紙入札方式による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先　３⑴に同じ。

⑶　電子入札システム又は紙入札方式による入札書の提出期限　平成25年５月30日16時00分

⑷　入札書の提出方法　電子入札システム、持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出すること。

⑸　開札の日時及び場所　平成25年５月31日10時30分　国土交通省東北地方整備局入札室

６　その他

⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項

①　電子入札システムにより参加を希望する者は、申請書等を、４⑶の提出期限までに、４⑴に示すＵＲＬに提出しなければならない。

②　紙入札方式により参加を希望する者は、申請書等を、４⑶の提出期限までに、３⑴に示す場所に提出しなければならない。

また、①、②いずれの場合も、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　競争参加資格のない者、入札に関する条件に違反した者、入札者に求められる義務を履行しなかった者、申請書等に虚偽の記載をした者又は電子入札システムを利用するための電子認証（ＩＣカード）を不正に使用した者が提出した入札書は無効とする。

⑸　契約書の作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　その他　詳細は入札説明書による。

７　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideo Tokuyama, Director-General of Tohoku Regional Development Bureau

⑵　Classification of the products to be procured : 2

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : φ20―5㎜ 15,600t φ80―60㎜ 250t Lime Stone Purchase Unit Price Contract

⑷　Delivery period : 25 November, 2013

⑸　Delivery place : As shown in the tender documentation.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　Do not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

②　Have Grade A or B on “selling of products” in Tohoku Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency)

③　Do not be under suspension of nomination by Director-General of Tohoku Regional Development Bureau from Time-limit for the tender to Bid Decision

④　Have proven to have actually delivered the products concerned or the products with performance similar to that of the products concerned

⑤　Have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned

⑥　Acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/

⑦　Not once being rejected, or under remaining denial, from the national order operations upon police request because of their practical operation by Boryokudan members or other antisocial bodies

⑺　Time-limit for tender : 16 : 00　30 May, 2013

⑻　Contact point for the notice : Masahiro Hiratsuka, Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15, Futsukamachi, Aoba-ku, Sendai-shi, 980―8602 Japan. TEL 022―225―2171 ex. 2537